

令和2年 第9回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和2年10月16日

招集年月日	令和 2 年 10 月 16 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和2年10月16日午前11時10分			議 長	富永 豊
	閉 会	令和2年10月16日午後 0時10分			議 長	富永 豊
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	大 江 厚 子	○	7	佐々木 道則	○
	2	田 島 清	○	8	角 田 伸 一	○
	3	平 岡 昭 洋	○	9	佐々木美知夫	○
	4	矢 立 孝 彦	○	10	吉 見 茂	○
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○
	6	津 田 宏	○	12	富 永 豊	○
会議録署名議員	6番	津 田 宏		7番	佐々木 道則	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		地域づくり課長	瀬 川 善 博	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		建 設 課 長	武 田 雄 二	
	総務課主幹	三 井 剛		商工観光課長	片 山 豊 和	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	栗 栖 香 織		児童育成課長	園 田 哲 也	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		学校教育課長	児 玉 裕 子	
	企画課主幹	武 藤 克 巳		福祉課長兼 健康づくり課長	伊 賀 真 一	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和2年10月16日

	諸般の報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第 65 号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第 66 号	令和2年度安芸太田町一般会計補正予算（第6号）
	選挙管理委員会委員の選挙
	選挙管理委員会委員補充員の選挙

令和2年第9回 安芸太田町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和2年10月16日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4	議案第65号	損害賠償の額の決定及び和解について
第5	議案第66号	令和2年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)
第6		選挙管理委員会委員の選挙
第7		選挙管理委員会委員補充員の選挙

令和2年第9回臨時会
(令和2年10月16日)
(開会 午前11時10分)

○富永豊議長

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第9回安芸太田町議会臨時会を開会します。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○富永豊議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から、お手元に配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明のため出席を要求した者は、町長、教育長です。なお、同条の規定によって町長から説明員を委任したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から7月末日現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局に保管していますのでご覧ください。今回任期満了に伴う選挙管理委員会委員の選挙ならびに選挙管理委員会補充員の選挙を行います。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○富永豊議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番津田宏議員及び7番佐々木道則議員を指名します。

日程第3. 会期の決定について

○富永豊議長

日程第3、会期の決定について議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日10月16日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は1日間に決定しました。

日程第4. 議案第65号

○富永豊議長

日程第4、議案第65号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○橋本博明町長

おはようございます。本日もみなさん、よろしくお願いたします。それでは早速議案のご説明をさせていただきます。議案第65号、損害賠償の額の決定及び和解について。町が管理する林道大朝鹿野線(大字横川字横川東平191地先)において、自動車走行中に穴にはまってパンクした事故について、損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細については担当課長より説明をさせます。

○富永豊議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは、議案第 65 号、損害賠償の額の決定及び和解についての詳細説明を議案書の読み上げをもって行います。令和 2 年 8 月 22 日、午前 7 時頃、町が管理する林道大朝鹿野線において、自動車走行中に穴にはまってパンクした事故に係る損害賠償額を次のとおり決定し和解するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。1、損害賠償額、過失割合 3 割相当分で 14, 141 円。2、和解の内容、安芸太田町は相手側に対し、損害賠償額 14, 141 円を支払う。本件事故に関し、その他一切の費用等は、双方とも請求しない。以上を持ちまして、本件事故を解決するというものでございます。詳細説明は以上でございます。

○富永豊議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。9 番、佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

これパンクということなんですけれども、非常に高いパンク代と思つとるわけですが、幸いにも、恐らく人身は無かったかと思うんですが、3 割負担で 1 万 4 千円、あと 7 割といたら、相当よね、パンク。これ例えばどういうところまで修理代かかったのか、一つだけお願いします。

○富永豊議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

事故の修理代金としての金額、全額でございますが、4 万 7, 135 円でございます。過失割合が 3 対 7 ということで、7 割は相手方の方の割合となっております。3 割に相当する額 14, 141 円という内容でございます。事故の内容につきましては、所管する建設課のほうより説明をさせていただきます。

○富永豊議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。パンクの詳細ですけど、こちらのわりとインチの大きいタイヤでありまして、そのタイヤが結構高い、普通の乗用車というか、汎用性のあるタイヤではなくて、口径の大きくて割と偏平のあったタイヤだったため、高額となりまして、今の 3 割相当分が 14, 141 円になっております。普通のタイヤならそこまでいかないんですけど、大口徑のタイヤだったため、高額となっております。

○富永豊議長

佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

できればね、事故の、要するにタイヤの状況等、写真かなんかで付けて添付してもらったとら、私も分かり易いと思うわけです。以上です。

○富永豊議長

はい、他に質疑は。平岡議員。

○平岡昭洋議員

起こったことはしょうがないというのはあるんですけど、一応今後そういうことがあまり無いようにですね、点検等は今まで、どういう形でやってたのか、それとこれからどういう形で対処していくのか、そこをちょっと聞きたいんで。

○富永豊議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

パトロールの点検のほうですけど、地元の住民の方、通行車両の方からの通報なり、あとは職員が現地へ出向いた際に確認をしております。この箇所につきましては既に把握をしております。業者のほうに指示をしておりました。これは土曜日だったと思うんですけど、22 日が、8 月 22 日の土曜日だったと思うんですけど、週の前半に指示をしておまして、その同日の午後には、もう完了しておって、少しタイミングがずれたようなところです。もう少しちょっと土曜日、日曜日という時に観光のことも、やっぱりあったので、もう少し早く、平日に対応すれば良かったなと今考えておるところです。というような対応をいたしております。

○富永豊議長

他に質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 65 号、損害賠償の額の決定及び和解についてを起立により採決します。議案第 65 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第 65 号、損害賠償の額の決定及び和解については原案のとおり可決しました。

日程第 5. 議案第 66 号

○富永豊議長

日程第 5、議案第 66 号、令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

議案第 66 号、令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 6 号）。令和 2 年度安芸太田町一般会計の補正予算第 6 号は、歳入歳出それぞれ 4,753 万円の増額を定めるものです。

今回の補正は新型コロナウイルス感染症追加対応として、バス事業運行継続支援、保健・医療・福祉統括センターの改修をはじめとする感染症予防対策、経営支援等に併せ、定住促進や観光関連事業者、介護保険施設等の ICT 技術導入支援など今後の新たな戦略展開として経済の再生。またその他として上殿小学校の耐震調査やいこいの村ひろしま等の土地分筆測量業務などの必要な予算の確保が主なものです。詳細については担当課長よりご説明させていただきます。

○富永豊議長

三井総務主幹。

○三井剛総務課主幹

議案第 66 号、令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 6 号）について、ご説明申し上げます。まず、第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ 4,753 万円を追加させていただき、予算総額を歳入歳出それぞれ 9 億 8,310 万 5 千円と定めるものでございます。恐れ入ります 1 枚めくっていただきまして、資料 1 ページの第 1 表をご覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、上から国庫支出金として 2,644 万円を計上する他、県補助金を中心とした県支出金、そして基金繰入金、具体的には財政調整基金でございますが、それによる繰入金として、この表の一覧に定める所要額をそれぞれ歳入予算に充てさせていただきます。恐れ入ります。さらに 2 ページをお開きください。上から総務費、民生費、衛生費のほか、商工費、教育費につきまして、この表に計上させていただき所要額について、補正をさせていただきます。それでは第 1 条の歳入歳出予算の補正につきまして、各担当課よりご説明申し上げます。よろしくお願います。

○富永豊議長

瀬川地域づくり課長。

○瀬川善博地域づくり課長

はい、議案書 10 ページ、11 ページをお開きください。11 ページ上段にあります、定住促進事業 100 万円の補正をお願いするものでございます。この内容につきましてですが、空き家数は令和元年度に調査しまして、町全体の住宅戸数 5,334 戸の約 18%にあたる 939 戸となっており、空き家数の増加に対して、空き家バンクへの登録物件は伸びていない現状となっております。また今年度はコロナ禍による地方志向もありまして、空き家バンクの相談件数が例年と比べて多くなっている動向も踏まえまして、この度、空き家バンクの登録物件の増加は、定住、移住希望者にとって住居の選択肢が広がることにつながるため、空き家バンクの登録促進奨励助成事業を試験的に実施しまして、この度の事業実績を踏まえまして、次年度以降の制度化について検討を行っていくものでございます。地域づくり課分については以上でございます。

○富永豊議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

続きまして、10、11ページの一番上の枠でございますが、まち・ひと・しごと創生事業、臨時交付金事業といたしまして、負担金補助及び交付金100万円を補正予算をお願いするものでございます。こちらにつきましては、広域路線バスの運行継続に対する支援策として100万円を三段峡線の運行バス事業者に補助金を交付するものでございます。こちらにつきましては、4月、5月、6月、三段峡線の利用者数が大きく減少しておりましたが、減便あるいは運休することなく運行を継続をしていただいております。その今後の運行継続に対する支援策ということでございます。補助金の算出にあたりましては、広島県におきましても交通事業者の継続支援策を実施しており、そのルールに照らし、本町の補助額を100万円と設定したものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○富永豊議長

伊賀福祉課長。

○伊賀真一福祉課長兼健康づくり課長

それでは、続きまして、同じく10ページ、11ページのほうにございます、まず福祉課のほうから予算のほうの説明をさせていただきます。中ほどにございます、民生費の社会福祉費の中で高齢者福祉推進事業ということで200万円ほど計上させていただいております。これにつきましては、コロナ禍におきます新たな戦略の一つとして、介護保険施設への感染拡大の防止および介護人材確保や介護負担の軽減にも資するための対策を実証事業として実施するため、ICTの導入基盤整備、モデル事業という形で事業を実施するための事業補助分でございます。福祉課分については以上でございます。続きまして、健康づくり課のほうから補正のお願いをさせていただきます。同じく10ページ、11ページ、さらには、12ページ、13ページの上段にかかりますけれども、保健衛生費のほうで保健衛生総務管理事業ということで1,996万5千円ほど予算を計上させていただいております。これにつきましては、国の対策に連動した新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための緊急対策として、保健・医療・福祉統括センターの一部を改修するための費用でございます。委託料、198万円につきましては、工事にかかります設計、及び施工管理等にかかる委託料分。1枚めくっていただきまして、12ページ、13ページに計上しております工事請負費につきましては、統括センターへの外階段の設置及び2階スペースの有効活用等に向けた改修費ということで、併せまして1,798万5千円ほど工事請負費として計上させていただいております。健康づくり課からは以上でございます。

○富永豊議長

園田児童育成課長。

○園田哲也児童育成課長

はい、10ページ、11ページをお開き下さい。引き続き児童育成課からですね、民生費、児童福祉費の児童福祉事業の補正のお願いでございます。委託料95万円につきましては、町内に住所を置く児童が、町外の施設に入所するための広域入所にかかる委託料でございます。これにつきましては、当初予定していたより人数が増加をしたことにより、予算が不足するために95万円の補正をするものでございます。なお、この財源につきましては、2分の1を国庫、4分の1を県の財源を充当するものを予定しているものでございます。以上でございます。

○富永豊議長

片山商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、商工観光課からは、12ページ、13ページの説明をさせていただきます。まず観光施設整備事業1千万円でございます。具体的には補助交付金の中で位置づけとしましては、助成金として考えております。この財源につきましては、まず9月の県定例議会において、議決をいただいた県の予算のデジタル技術等を活用した観光地スマート化推進事業に基づく財源を8割、合わせて2割相当がコロナ関連の臨時交付金等を充当するものでございます。具体的には、間接、町が間接補助として、中小事業のうち、観光関連事業者に対し助成金を行うものでございます。詳細な内容については、県の要綱等が定まり次第、来週の月曜日になりますが、定まり次第、要綱を確定する予定でございます。つづきまして、観光施設管理事業250万円でございます。委託料としまして、いこいの村ひろしま周辺の土地文筆測量を委託を考えております。周辺施設につきましては、今後の効果的活用等を考えるために、国定公園内にある自然公園法の規制等の整理も含めて行うものでございます。当該地は140町歩の大きな地番の中に諸施設があることから、管理施設毎に明確に区分をするものでございます。商工観光課は以上でございます。

○富永豊議長

児玉学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

それでは同じく12、13ページの10款教育費、それから小学校費、中学校費についてご説明します。まず小学校費、中学校費、同じ目的でございますが、補償補填及び賠償金でございます。小学校においては49万5千円、中学校におきましては104万円の予算でございますが、これは小学校につきまして、12月16から17日、山口方面に1泊2日で修学旅行に行く予定にしております。それから中学校につきましては、来年1月25から27日、2泊3日で長崎方面に修学旅行に行く予定にしております。いずれも、当日含めた急なコロナ禍によるキャンセル等によりまして、保護者の負担が起らないようにということで、あらかじめそのキャンセル分について、それから、それに伴います教職員の引率者の見学施設料といったものに対してのキャンセル料をお願いするものでございます。続きまして、小学校管理事業の委託料についてでございます。これは上殿小学校の耐震診断及び耐力度調査についてお願いするものでございます。現在、校舎内には児童、それから教職員等、過ごしておりますが、現状における建物の安全性を早急に検証する必要があることと、それから上殿小学校につきまして今後第3次適正配置推進計画により、統合の対象校となっておりますので、今後の利活用につきまして、そういった観点から建物の耐震性を検証する必要があると考えましてお願いするものでございます。それから、この耐震診断、耐力度調査の実施期間につきましては、全校で約5か月を見込んでおります。年度末ギリギリに結果がなるかなという想定をしております。以上でございます。

○富永豊議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、大江議員。

○大江厚子議員

今の上殿小学校の耐震、それから耐力の調査ですけど、4年か5年前に学校統廃合の住民説明会の際に住民の方から統廃合の廃校になる対象になっている学校だから耐震調査をしないんじゃないか、今言われたように、児童も教師も居るんだから、耐震調査をね、してほしいっていう要望がありました。ずっとそのままで、ようやく私は、ようやくされるんだというふうに、ちょっとほっとしておるんですけど、大変、命にかかわることですので、その上でなぜ4年、5年かな、も、されないでいたのか。で、なぜ今の時期になって耐震、から耐力度調査をしようというふうになったのかと、それからした結果、もし、耐震性に不足があればね、改修とか耐震工事をされるのか、その2点をお伺いします。

○富永豊議長

児玉学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

今ご質問いただきました、上殿小学校の耐震の調査、なぜしなかったのかというご質問なんですけれども、説明の中でありましたように、18年、19年度に一度、耐震の優先度調査というものを行いました。その時には上殿小学校の建物が昭和47年以降にできて、2階建てということもあり、その優先度調査の中では、比較的優先度が低かったために、その当時は優先度調査に入らなかったということになっておるようでございます。それから27年度の戸河内中学校の理科室の剥落がありまして以降、やはり全町の小中学校の校舎について緊急点検を行いました。そうすると18年、19年以降から、また約10年ぐらい経っておりますので、上殿小学校の建物のクラックとか、腐食部分もその調査で分かりましたので、補修等行ってまいりまして、その後、なぜ耐震のことについてしなかったかというご質問ではあるんですけども、なんとか、この辺りのことも、うちの方で調査を行いたいところではございましたが、今この時点ですとと言われるのも、やはりコロナ禍におきまして、そういったいろんな建物の、コロナ禍が直接ではないんですけども、いろんな管理、それから災害が各地で起こっていることも頻繁しておりますので、そういったことから、今ここでやはり一度調べたほうがいだろうということで、うちのほうで予算化をさせてもらっているところでございます。それから耐震調査の結果につきましてと言われましても、まだこれは今から調査を始めて結果が出ておりませんので、その段階でうちのほうでどうこうしますということは、現在のところ、ちょっと申し上げるような内容が持ち合わせておりませんので、その点については、ご容赦願いたいなというところでございます。以上です。

○富永豊議長

大江議員。

○大江厚子議員

町内の学校の耐震については、おそらく今言われたように平成18年、19年度の指示があった時にされたのではなくって、学校統廃合の話の中で耐震調査をね、されていったように私は思うんですけど、

その中で、さっきも言いましたように、上殿小学校は廃校の計画に入っていましたので、されなかったのではないかというふうに思っています。もう一度お伺いしますが、上殿小学校が今になって耐震、私はしたほうが良いと思ってるんですけど、その間されなかったというのと、学校統廃合の計画とリンクしているのか、してないのか、ということをお伺いします。それと耐震に問題があるという結果が出たら、じゃあその時にまたっていう、なんとか検討しましょうということになるんですかね、ちょっと、それでは、不足しているんなら、もう耐震強度をね、高めるための工事に入りますというぐらいの目標があつてでない、上殿小学校の子どもたちはまた宙ぶらりんの状況におかれるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○富永豊議長

児玉学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

やはり、あのこの時期にと言われましても、また繰り返しのご答弁しかないんですが、長年、今、優先度調査を行ったり、緊急点検を行っていた結果から、また今現在ではあるんですが、それはさておき、ただ今の現状におきまして、築50年を迎える、今築47年、それから講堂については48年を迎えますので、やはりこれは必要なことだと思ひ、こちらのほうでは耐震調査を実施させてもらいたいと思っております。それは先ほど申し上げましたように、児童、それから教職員の安全確保のために、それはさせてもらいたいと思ひしているところでございます。一方、その統合問題とどうかということでもふれられましたけれども、その耐震性のある建物の今回の調査は調査として行いたくて、統合については、今の第3次計画に則ってうちは保護者の方、それから地域の方とその辺りの協議を理解を求めていただくというところでの統合に向けた話し合いはこの耐震の調査とは別のところでお願いしたいなと思ひしているところでございます。いずれにしましても、今回の調査につきましては、あくまでも建物の安全性を確認したいと、それから第3次統合計画についてはコロナ禍におきまして、なかなか保護者さんとの話し合いの場をもつことをしておりませんでした、そのことにつきましては、今後進めていきたいなと思ひしております。以上です。

(○富永豊議長)

(はい。)

(○大江厚子議員)

(耐震の結果が出て、耐震性がなかった時、これから考えるということではという分の質問)

○富永豊議長

児玉学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

これについても、先ほど申し上げた繰り返しなんですけれども、今結果が出ていない段階で、うちでどうこう言えるところではないと思ひしているのが、まず1点ございます。それで、今のこの調査をしない、この建物が安全かどうか分からないといった状況の中においても、学校のほうとうちのほうでは、いつも連携して、建物の状況を見ております。例えば昨年で言いますと、ちょうど4月初めに地震が、軽い地震でしたけど、起きました。その時にも、学校のほうでも連絡いただきましたし、うちのほうでも建物のその後、クラックがですね、新たに発生してないかどうかといったことも確認させてもらっています。ここのことにつきましては、まずは建物の安全性があるのかどうか分からないといった中で学校と連携して、ここの建物については確認をしているところですので、まだこの結果によりましての判断につきましては、今後のことになろうかということで、今の段階では申し上げることはできないと思ひしております。

○富永豊議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

耐震調査と学校統廃合問題は別ということで、まさにそうだと思うんですね。

○富永豊議長

大江議員、ちょっと待って、3回でしたっけ。

○大江議員

これが3回目です。

○富永豊議長

すみません。

○大江厚子議員

まさに別問題だと思うんですね。当時の地域の人もリンクさせないでほしい、まさに別問題、その時に居る子どもたち、それから教職員の方も含めての危険度の問題なんだからというふうに思われていたと思うんですね。ですから、その今のこの、その時だめで今、やってもらうのは良いことなんだけど、なぜ今になったのかということ、教育長さんお願いします。それから、なんて言うんですかね、今、公営の町の施設を使っているところで、特に学校とかまあ、こういう場所とかいうのを、使っている時点で耐震とか老朽化をはかる時にそれを調査するのに、調査してからでないとするか分かりませんということで、されるのか、目的は安全ということを目的に調査するんなら、その先のことも考えてね、見据えてされるべき、するのではないかと思うんですけど、その結果が出てから、また何か月か、1年か、何年か経って、さらに検討してくという、そういう緩いというか、いうことなんでしょうか。もう、これが最後の質問なので、教育長、町長お願いします。

○富永豊議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

今回の調査の経緯については、課長のほうから申し上げさせていただきましたけれども、いずれにしても、我々は安全な施設ということで管理していかなければいけないという使命があると思っています。そういう意味ではですね、日頃から、特に上殿小学校については、頻繁に学校の状況については目視したり、或いは専門の方にですね、見て頂いたりということで、必要な補修等について、あるいは補強については、これまで最低限ではございますが、やってまいりました。今回、多額の金額で、耐震、耐力度調査をさせて頂くというのは、やはりそれからかなり経過いたしましたので、あらためて調査をし、やってまいりたいと。ただ当時、加計小学校に統合予定、あるいは筒賀小学校に統合予定の学校について、殿賀、上殿、津浪、修道については、調査対象としてですね、入ってなかったというのは事実でございますが、なかなか学校統合の問題とリンクはしませんけれども、時間の経過が経っているという点ではきちんと調査をしていきたいと、調査の結果を待ってですね、その時点でどのような結果、出るか、今現在分かりませんので結果を待って、次の判断をさせていただきたいということでございます。

○富永豊議長

橋本町長。

○橋本博明町長

私の方からもあらためて、お答えさせていただければと思いますが、経緯については今、課長、それから教育長よりお話をしたとおりでございます。その時の判断というのを、私自身がつまびらかにお話しすることはできないと思いますが、あらためて私自身、町長に就任をさせて頂いて以来、本件については県のほうからも、かなり強く求められておるということもお聞きいたしましたし、またあらためて本件に限らずですね、上殿小学校における子どもさん方の状況について、議員のみなさまも多くご心配をされてるというのは前回の議会でも、あらためて認識をさせていただいたところでございまして、そういう諸々の状況の中でまずはあらためて調査をさせていただきたいということで、このタイミングでお願いをさせていただいております。そういった状況でもございますので、あらためてですね、この調査結果を見させていただいた上でその後の対応についても、まだ今の段階で予断をもってお話ができないということでございますのでですね、あらためてまた、対応させていただければというふうに思っております。以上でございます。

○富永豊議長

他に質疑はありませんか。7番、佐々木議員。

○佐々木道則議員

空き家バンクの登録奨励助成事業、案なんですけど、これについてちょっと2、3点聞かせて下さい。まずこれあの、あるように空き家バンクの登録促進、の促進を図るためということの良いことだとは思いますが、その中で事業内容で、これ不動産業者を仲介して、本町の空き家バンクに登録した場合というようなことが案としてありますが、これなぜ不動産業者を仲介せにゃあいけないのかと。で、個人で申し込んだ場合は空き家バンクに申し込んだ場合は、これ登録、いわゆる奨励金の対象にならないんですね。それはなぜなのか、なぜ不動産業者を仲介せにゃあいけないのかというのが、まず1点。それと現在、町でやっとなる空き家バンクは、おそらく10件以上登録されておるとは思いますが、その方については、この事業は対象にならない。それはなぜ、その不公平感が出てくるんじゃないですか。そこらあたりについてはどうお考えかお聞かせをいただきたい。それと3点目、これ奨励金事業を実施するとし

て、周知の方法は、どういうふうを考えておられるのか。いわゆる、これ不動産業者を仲介という事になると、県外でも対象ということになるんですね、不動産業者の方。それは考えておられるかどうかは別として、この周知方法はどのように考えておられるのか、以上3点、お願いします。

○富永豊議長

瀬川地域づくり課長。

○瀬川善博地域づくり課長

まず1点目の不動産業者の仲介の理由でございますが、今までこの空き家バンクに登録していただいた物件につきましてはですね、個人の部分もあります。今回この試験的に行う事業としては、不動産管理につきましてはですが、この物件のですね、査定をしていただく中で、その売買金額、またその賃貸金額をですね、そういったところを公正なところで、きちっと専門業者に見てもらおうということですね、不動産業者を介入してという形の条件を付けさせていただいております。また今までこの空き家バンクについてはですね、この、今まで個人の部分については、職員のほうでですね、見て、その状態が、物件として良い状況であれば登録をしていただいたところなんです、今回この不動産という形の部分で、物件としての査定、また状態、そういった専門的な業者を通した物件に対して、今回このような奨励金の制度を作って、として事業を行っていきたくて考えているところでございます。2点目の今、昨日まで登録していただいた部分については25件あります。ここととの不公平感があるかという形の部分でございますが、一応ですね、これは試験的な事業としてですね、この11月から3月までに行うものとしてですね、事業として範囲を狭めてですね、この事業の動向を見て、次年度以降についてですね、そういった点も踏まえながら、制度化、また、そういった事業の拡充等を行っていきたくて考えておるところでございます。その点、それと周知方法でございますが、空き家についてですが、令和元年度に実施しました空き家調査で、すぐに居住できる物件として、これ外観での見ただけで判断したものでございますが、220戸となっております。まずその220戸の所有者に対してですね、意向調査を取らせていただきたいと思います。その意向調査につきましては、こういった空き家バンクについての活用、空き家を貸したい、また売りたい、そういったそれとか、空き家についての今後の居住であるとかですね、またこの度こういった制度ができましたものも併せてですね、その意向調査の中で周知をさせていただきまして、その調査で今回、この制度を活用したいという形の部分についてはあらためて事務の手続き、また申請書なり、また詳細な制度の説明を行っていきたくて考えております。この部分については、また町のホームページ、また町の広報誌に掲載してですね、周知を行っていきたくて考えております。今の不動産業者については、県外の方もおりますが、大体今その対象となる220件の所有者の方が、ほとんどが大体広島市とかですね、近郊に住んでおられる方が、おられるものですから、補助の要件としては広島県に所在する、そういった宅建業界の、業界に登録されとる不動産業者を対象として行っていきたくてというものでございます。以上でございます。

○富永豊議長

はい、7番、佐々木議員。

○佐々木道則議員

今ご説明いただいたんですが、分かったような分からんようなあれだったんですが。いわゆる先ほど、どうも不動産業者にちょっとこだわるんですが、売却の場合は別に不動産業者でいいと思うんですね、値段決めるんですから。賃貸の場合に、不動産業者は何を調べるん。

○富永豊議長

瀬川地域づくり課長。

○瀬川善博地域づくり課長

賃貸の場合についてもですね、その物件のその立地であったりとかですね、その物件の査定を行った部分のその適正価格と言いますか、その賃貸としての価格を設定するというものでなるとところでございます。

○富永豊議長

佐々木議員よろしいですか。はい、7番、佐々木議員。

○佐々木道則議員

なんかますます分からんようになってきたんですが、要はどう言うたらいいか、これ5万円、一応これ案なんで、これあれでしょうが、これも要は不動産業の仲介料みたいなもんですね、5万円いうたら。おそらくこれを通しゃあ仲介料とられるんでしょ。不動産業者に、家を例えば不動産業者に頼んで仲介してもらうということになると、仲介料が要りますよね、おそらく、ということになると、この本

人じゃなしに、このそりゃ本人にいくんでしょうが、その5万円を仲介料のための5万円というような感じがしてなんののですが。この事業自体を批判しとるわけでもなんでもないんですが、事業自体、奨励して、いわゆるバンクを増やして、人口を増やしていこうという趣旨は理解します。ただこの中身のなぜ不動産業者を仲介したという事の理由がいまいちよく分からない。そこらあたりを再度、町長ありましたらお願いします。

○富永豊議長

はい、橋本町長。

○橋本博明町長

はい、ありがとうございます。賃貸のこともお話いただきましたが、物件そのものはいろんな状態でございまして、要は特に空き家バンク、そういった不動産関係の方が入っていただかないと、物件の状態そのものがよく分からないということはよくありまして。入られたんだけど、実は様々な、穴が開いてたとかいうのは無いんですけども、いろんな意味でその物件が十分な状態じゃないということで、かえってそれがトラブルになるといったこともあるような状況でございまして、その意味では空き家バンクについても、今後はきちんとそういった方にも入っていただいて、後々そういうトラブルが起こらないように、そもそも取り組んでいかなければならないなというふうに思っているところでございます。その意味において不動産業者にはまず入っていただいて、今後そういったトラブルが起こらないようなスムーズな取引きと言いますか、できるようなことで進めていきたいという思いが一つでございます。我々も今の査定というか、仲介料というかですね、その場合には査定料みたいなことで取られるという事があるということは聞いておりますけれども、その件についても、できれば今現在、町内の不動産業者さんには話をさせていただいてるんですが、できるだけ、そこの部分の負担は抑えさせていただき、代わりに空き家バンクにそもそも登録をしていただくということは、結果的に不動産業のみなさんが、その物件を今後扱うにあたって、広報をある意味安芸太田町が肩代わりしているというような状況もあるわけでございますんで、その意味で不動産業者さんのほうにもできるだけ、査定の部分では協力をいただいて、結果として所有者の方に、できるだけこの奨励金が残るような形で取り組みをさせていただきたいなというふうに思っております。あらためてですね、現在、問い合わせが大変多い状況ではございますけれども、結果として空き家バンクへの登録件数、8月、9月、ほとんど無いというような状況でございました。こういう状況をとにかく改善しなければならないということで、奨励金という形で取り組みをさせていただいております。それまでの方とこれ以降の方で、差が出るのではないかとのご指摘もございましたが、今のこの状況を改善することこそが、やっぱり重要だという思いで、あえて奨励金という形で今回、取り組みをさせていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただければというふうに思っております。以上でございます。

○富永豊議長

他に質疑はありませんか。はい、9番、佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

今、空き家の件で仲介、不動産屋を仲介するというような話なんではありますが、今現在ね、借りてる人とか、売却価格、価格よね、ピンからきりまであって、例えば家屋を売却するのに0円から、ただで差上げますよ、から1千何万のものまであると思うんです。ということは、不動産業者さんが入って、ちゃんとした査定があると、例えば家賃も、例えば家の程度にもよりますが、家賃なんかもそんなに、ダビング、例えば1万円から5万円、6万円とそういった差がなくなってくるって理解していいわけ、建物によってですよ。例えば不動産建物も、ただで差上げますと、じゃあそれを不動産屋さんが査定をして、いや、ただじゃいけんですよ、とかいった面も出てくると思うじゃないですか、そういうところはどういう考えですか。

○富永豊議長

瀬川地域づくり課長。

○瀬川善博地域づくり課長

はい。今の町長の説明があったようにですね、物件に対してはですね、やっぱり、その老朽によってかなりゆがみがあったりとかですね、状況があったり、またその家の状況によっては家財が置かれたりとか、そういったところの状況を鑑みてですね、そういったところの含めて、その売買として、賃貸としての適正価格をですね、だいたい不動産通して設定を行っておるところでございますんで、そういったところの専門性の不動産業者を通してそういったところの適正価格に努めていきたいという考えでございます。

○富永豊議長

よろしいですか、他に質疑はありませんか。はい、4番、矢立議員。

○矢立孝彦議員

今、企画政策費についての質疑が続いておりますけども、同僚議員からも指摘がございましたようにですね、事業そのものについてはね、前向きなチャレンジだなというふうに評価をさせていただきたいと思っております。ただ限定的にですね、事業内容の条件、一つは不動産業者を仲介としてバンクに登録した場合というふうに限定的に制約をしておられるということですね。制約するような余裕はうちの町には無いんだらうというふうに私は思いますね。門戸は拡げて、なりふり構わず空き家バンクの登録の關係に邁進していくという姿勢がまずないと、目的は成就できないというふうに指摘をしておきます。そういう意味で要綱が、要綱かなんかでこれ規定されるんだと思います、助成事業ですからね。その要綱が説明の中に具備されておられませんので、分かりませんが、今各議員から指摘がございますようにですね、そこらあたりについては、もう一度検討されて、広く、やはり効果があるようにね、実験的事業であったものを処置されたいというふうに指摘をさせていただきます。それともう1点は、年度途中の実験的事業ということでございますけれども、幸い当該事業については、財源の裏付けがあるような事業、大変素晴らしいなというふうに評価もしておりますけれども、その点について、現状について、これまで空き家バンク事業を含めて、定住対策についての時期は非常に大きな曲がり角にきておるだらうというふうに思いますね。そういう意味で、今指摘があるようにですね、定住対策、人口対策、増の対策についてはですね、やはり包括的に様々な見地から整理をされて、推進していくべきだらうというのが1点です。これは今の不動産業者の方の関わりの内容についてはですね、いろんな段階であると思っておりますよ。それを含めてね、曲がり角にきておる定住対策については、来年度の事業、予算について整理をされて、今一度検討を加えてほしいというふうに強く、希望と期待をしておりますけれども、そこらあたり町長どうですかね。

○富永豊議長

はい、橋本町長。

○橋本博明町長

はい、あらためて議員の皆さま方のご批判をしっかりと受け止めさせていただきながら、具体的な要綱のところでは、また適宜、汎用させていただければと思っております。あらためて定住促進の取組み、本町においても大変重要でありますし、また私も大変重要視をさせていただいております。その意味において、本来であれば、これも議員ご指摘ありましたとおり、町としての包括的な取組みをしっかりとまとめて、それはまさに次年度予算という形でしっかりとお示しをするべきだということでございます。私も同じ思いでございますし、そういう取組みを進めていきたいとは思っておりますが、ただ現状において、先ほどから申し上げておりますとおり、空き家バンクへの登録件数が少ないがゆえに、折角問い合わせがあるにも関わらず、十分応えきれていない状況がございます。また具体的に国のほうからもコロナ対策という形で、まさにこういう状況において使っても良いという予算をいただいております。そういった中で少し実験的ではございますけれども、実は他市町村においても少し実績のある取組みを本町においても実現をさせていただきたいという思いで、今回取り上げさせていただいたところでございます。あらためて皆様のご指摘も踏まえさせていただきながらですね、定住促進に向けて、しっかりと取組みをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○富永豊議長

4番、矢立議員。

○矢立孝彦議員

併せてですね、定住対策については長期振興計画の後期計画の中にも柱の一つとしてね、これ掲げております。そういう背景もあつたりしてですね、いずれにしても定住対策のPDC Aですか、そのものが今までなされてないんですね、したがって担当部局が頑張っておられますけれども、効果が非常に空回りをしておる事例もたくさんあるというようなことから、そこらあたりの体制の問題、それからソフト開発の問題、住民の協力の関わりの問題、業者の関わりの問題等々についてはですね、総合的、包括的に是非計画を立てられてですね、然るべき対応事業として、来年度に向けて頑張してほしいというふうに指摘をしておきます。以上です。

○富永豊議長

他に質疑はありませんか。はい、3番、平岡議員。

○平岡昭洋議員

商工観光ですね、一応補助金1千万ということで、書いてある、デジタル技術の活用した受け入れ環境整備補助と書いてあるんですけど、具体的に何をしたいのかがまったく分からなくて、なんかデジタルでなんかやってくれんさいっていうのを聞いてやるみたいな感じしか受けられないんですけど、町としてこうしたんだということはあるですか。

○富永豊議長

片山商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい。県の補助制度の中のメニュー的には、20 ぐらい諸事業ございます。で、町として、町の観光施設の事業者の、まずはニーズ把握をするということを先行しております。そのニーズに似合った補助金、額も含めてですね、そういった事を進めたいと思います。具体的にイメージをしておりますのは、先般よりありますキャッシュレス決済、それからW i - F i、これは観光客がストレスなく観光地で、特に外国人はそれが多いんですが、無料の公衆W i - F i を事業者単位でも整備可能なものがございます。また混雑状況を把握するというような、メニューも県のほうであります。当町で言いますと、例えば駐車場関係ですね、観光地のめぐりの駐車場の関係で交通規制等、この秋も行いますけども、そういったものが事前に分かる、これは管理上も大変効果があるというふうに考えております。その他、顧客との距離、コロナの性格もありますので、距離を保つためのキャッシュレスもそうですが、そういったレジの関係の助成も考えております。直接、県、観光連盟のほうに補助金申請もできるんですが、町としては中小事業者のために、10割、2割を足す形で10割でその制度、町が求める観光推進上の制度に合うものを申請を仲介して間接補助をする制度の構想を考えております。以上でございます。

○富永豊議長

はい、他に質疑は。8番、角田議員。

○角田伸一議員

質問しようと思ったことがですね、かぶってしまいました。今の1千万ほどですね、予算化されておりますが、これの該当する事業者、どのくらいですね、予定されておるのかということと、1事業者あたりの最高限度額というものが決められているのかどうか、この点についてお答えをお願いします。

○富永豊議長

片山商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい。県自体の要綱上の補助、直接申請した場合の上限は2千万、1事業所あたり2千万です。町が今から判断するのは、間接補助で町自体も上限が2千万ですので、1千万の補助のベースを考えた時に、今イメージしてるのは、1事業者あたり200万が上限ぐらいだろうかなと。キャッシュレスに関しましては、数万円台で導入が可能ということがございますので、それは低額になります。そういったメニューに応じた補助を考えております。以上です。

○富永豊議長

はい、角田議員。

○角田伸一議員

金額の上限は分かりましたが、町がですね、今予定されておる事業者の数というのは大体どの位なのかね。

○富永豊議長

片山商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい。失礼いたしました。概ね50社程度という判断をしております。観光関連事業者のベースで考えますと、そのあたりが天かなというふうに考えているところです。以上です。

○富永豊議長

はい、他に質疑はありませんか。11番、中本議員。

○中本正廣議員

13ページ、小学校、中学校の今の修学旅行のキャンセルね、これは期日が11月16日となるとあとあと1か月ですね、12月ですね、じゃあ2か月ある。それと1月25日。キャンセル料というのは、これを決定するのは、普通、キャンセル料が、例えば、いらぬという期日と、それからいつ判断するのかと、それによってはこのキャンセル料というのを考えるところが無いという。当日になってからキャンセルするからというような形のものの考え方なのか、その辺ちょっと。

○富永豊議長

児玉学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

ご存知のように、キャンセル料については、何日か前だったら何%といったことがございます。修学旅行につきましては、今回、コロナのこともあるので、いつ、どこでこの団体の旅行がキャンセルになるか分からないので、当日分含めた、最大のところでのキャンセル料を今見込んでいます。以上です。

○富永豊議長

はい、中本議員。

○中本正廣議員

例えば、キャンセルになった場合ですよね、それは次からすぐに、この全協でも話しましたが、他地域ではその、地域だけの中でやるというのがあるんだけど、急にそれが宿泊等ができるかどうかというのが分からないにしても、この安芸太田町には3施設ぐらいホテルとしてあるということで、その計算上で例えば、小学校が、どう言いますか、これだけの金額、中学校がこれだけの金額の中のキャンセル料となると、総事業費がだいぶあるわけですよね、それでしたら、例えば小学校であったらば、施設全部に泊まってでもね、各地方的なことのどういうんですか、勉強会をすとかいろいろな形のをとれば、なおさらこう町内的なこと、あるいは歴史とかいろいろなものが分かるんじゃないかなと思うんですよ、その辺のところの考え方、どうだろうか。

○富永豊議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

先ほどもそういうご意見いただきますけども、基本的には小学校6年生ですので、なんとしても年度内、卒業までに、いかなる形でも実施してやりたいという意味でございます。中学校につきましては、まだ最終学年でありませぬので、最終学年の前半ぐらいまでは実施計画を変更できるというような余裕がございしますが、いずれにしても修学旅行、学校の教育目標に照らしながら、その内容を決定し、保護者にも理解を求めながら進めてきて、今回変更してきたという例がございします。ご提案いただきましたように、期間的にもまた、コロナ対策としても遠方へ出掛けての実施が難しい場合にはですね、本町にも貴重な様々な財産がございしますので、そういうものを活用しながら、なんとしても実施するということが有効活用できるように努力してまいりたいと思います。

○富永豊議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第66号、令和2年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)を起立により採決します。議案第66号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第66号、令和2年度安芸太田町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決しました。

日程第6. 選挙管理委員会委員の選挙

○富永豊議長

日程第6、選挙管理委員会委員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決定しました。選挙管理委員には、岩本實夫さん、道教雅仁さん、土橋瑞江さん、佐々木守さん、以上の方を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した岩本實夫さん、道教雅仁さん、土橋瑞江さん、佐々木守さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

日程第7. 選挙管理委員会委員補充員の選挙

○富永豊議長

日程第7、選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。ちょっとお待ちください。すみません、●●●でございました。どうでしょうか、ちょっと休憩させていただきます

休憩 午後0時14分

○富永豊議長

それではすみません。再開いたします。

再開 午後0時21分

お諮りします。被選挙人指名の方法については議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決定しました。選挙管理委員補充員には次の方を指名します。第1順位、正山幸夫さん、第2順位、森脇典子さん。第3順位、栗栖一正さん、第4順位、小笠原敏子さん。以上の方を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した第1順位、正山幸夫さん、第2順位、森脇典子さん、第3順位、栗栖一正さん、第4順位、小笠原敏子さん。以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。以上で本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じ、令和2年度第9回安芸太田町議会臨時会を閉会します。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後0時23分閉会
